

高崎市救急医療体制整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における救急傷病者の医療の確保及び救急医療体制の整備に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、当該補助金の交付に関しては、高崎市補助金等交付規則（昭和39年高崎市規則第46号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 救命救急センター 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項の規定により群馬県が定める医療計画に基づき、群馬県知事の要請を受けた病院の開設者が整備、運営する施設をいう。
- (2) 救急告示医療機関 救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条第1項の規定により告示された医療機関をいう。
- (3) 救急搬送患者 消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項に規定する救急隊により搬送される傷病者
- (4) 休日 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日の午前8時から翌日の午前8時までをいう。
- (5) 夜間 休日以外の日午後6時から翌日の午前8時までをいう。
- (6) 補助事業 次条の規定により補助金の交付の対象となる事業をいう。
- (7) 補助事業者 補助事業を行う者をいう。
- (8) ドクターカー 患者監視装置等の医療機械を搭載し、医師、看護師等が同乗し、搬送途上又は傷病者が発生した場所へ出動する救急車をいう。
- (9) SCU 厚生労働大臣が定める脳卒中ケアユニット入院医療管理料の施設基準を満たす脳卒中専用病室をいう。

(補助事業)

第3条 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

事業名	事業内容
-----	------

<p>(1) 地域医療連携強化促進事業</p>	<p>救命救急センター専用の病床について、救急搬送患者の受け入れ体制の充実を図ることを目的とした以下の事業</p> <p>ア 救急患者転院等コーディネーター</p> <p>急性期を脱した患者の円滑な転床及び転院を行うため、救命救急センターに地域の実情に精通した看護師、社会福祉士等の医療従事者を「救急患者転院等コーディネーター」として配置する。</p> <p>イ 転院患者受入</p> <p>救命救急センターから引き続き入院を要する転院患者の受け入れを行う。</p>
<p>(2) 救急医確保等支援事業</p>	<p>救急告示医療機関（救命救急センターを有する医療機関及び診療所を除く。）が、通常の日直又は当直医のほかに、次の体制を整備する事業</p> <p>ア 脳卒中、心疾患又は中等症（傷病の程度が入院を必要とするもので重症に至らないもの）以上の外因性疾患（以下「脳卒中等」という。）の救急搬送患者の対応を最優先とする医師を施設内に常時配置する。</p> <p>イ 脳卒中等の救急搬送患者の診療に必要な医師以外の看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、薬剤師その他の医療従事者を施設内に常時配置する。</p> <p>ウ その他市長が必要と認める体制</p>
<p>(3) 病院群輪番制病院運営事業</p>	<p>昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知「救急医療対策事業実施要綱」に基づく病院群輪番制病院運営事業</p>
<p>(4) 救急患者受入促進事業</p>	<p>休日及び夜間等に救急搬送患者（高崎市等広域消</p>

	防局及び多野藤岡広域消防本部からの救急搬送患者（転院搬送は除く。）に限る。以下同じ。）を積極的に受け入れる事業
(5) 救急医療情報システム等運用支援事業	救急隊による救急搬送患者の搬送先選定時間を短縮するため、救急搬送患者の受入体制を整備し、及び群馬県統合型医療情報システムの応需情報を1日2回以上市長が指定する時間帯に更新する事業
(6) ドクターカー運行支援事業	救命救急センターを有する医療機関において、ドクターカーを運営する事業
(7) 小児救急医療体制整備事業	土曜日、休日及び夜間において、小児の救急患者の診療を実施するための体制整備事業
(8) 脳卒中患者受入体制強化事業	<p>脳卒中が疑われる救急患者の受入体制の強化を目的とした以下の事業</p> <p>ア SCU運営支援</p> <p>SCUを有する医療機関において、次の条件を満たす体制を整備する事業</p> <p>(ア) 厚生労働大臣が定めるSCU施設基準を満たすこと。</p> <p>(イ) 脳疾患の救急搬送患者の受入体制が常時整備されていること。</p> <p>(ウ) 脳疾患患者に対する専門的診療並びに血液検査及び画像検査その他必要な検査が常時実施可能であること。</p> <p>(エ) 脳疾患患者に対して、当該医療機関に来院後1時間以内のt-P Aによる血栓溶解療法その他脳卒中への専門的治療が実施可能であること。</p> <p>(オ) 脳疾患患者の急性期におけるリハビリテー</p>

	<p>ションが実施可能であること。</p> <p>(カ) 脳疾患の救急搬送患者の収容要請に対する回答のうち受入不可の割合が20%を超えないこと。</p> <p>(キ) 転院後又は退院後の地域における脳卒中患者の治療を総合的に管理する地域連携診療計画を推進すること。</p> <p>イ 脳卒中患者受入強化</p> <p>脳疾患の救急搬送患者の受入が常時可能である又は休日以外の日午前9時から午後6時までの間に脳神経外科を専門とする医師その他の脳疾患に対応できる医師が常駐している医療機関において、脳疾患の救急搬送患者を積極的に受け入れる事業</p>
<p>(9) 心疾患患者受入強化事業</p>	<p>心疾患の救急搬送患者の受入が常時可能である又は休日以外の日午前9時から午後6時までの間に循環器内科又は心臓血管外科を専門とする医師その他の心疾患に対応できる医師が常駐している医療機関において、心疾患の救急搬送患者を積極的に受け入れる事業</p>
<p>(10) 救急患者受入体制整備事業</p>	<p>救急告示医療機関（救命救急センターを有する医療機関を除く。）が、次の体制を整備する事業</p> <p>ア 救急搬送患者の対応をする医師を施設内に配置する。</p> <p>イ 救急搬送患者の診療に必要な医師以外の看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、薬剤師その他の医療従事者を施設内に配置する。</p> <p>ウ その他市長が必要と認める体制</p>

(補助事業者及び基準額)

第4条 補助事業者及び基準額は、別表に掲げるとおりとする。

(交付の申請及び決定)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、救急医療体制整備補助金交付申請書(様式第1号)に、事業計画書、予算書その他の市長が必要と認める書類を添付し、市長が別に指定する日までに提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請について必要な審査を行い、補助金の交付を決定したときは、救急医療体制整備補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(変更又は中止)

第6条 前条第2項の規定により交付決定を受けた補助事業者は、同条第1項の申請書に記載した事項を変更しようとするとき又は当該補助事業を中止しようとするときは、救急医療体制整備補助金交付決定変更申請書(様式第3号)を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に基づき交付決定の変更をするときは、救急医療体制整備補助金交付決定変更通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の概算払)

第7条 市長は、必要があると認めたときは、補助金の交付決定を行った補助事業者に対し、前条の規定により決定した交付額の範囲内において補助事業の概算払を行うことができる。

(関係書類の保管)

第8条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助事業に係る書類を当該補助事業終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式は、この要綱による改正後の様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月4日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の要綱第5条の交付の申請をした者であって、改正後の要綱の規定により補助事業の交付の対象となる者は、既に提出した救急医療体制整備補助金交付申請書の記載内容に変更がない場合に限り、改正後の要綱第5条の規定にかかわらず、事業計画書の提出をもって同条の申請をしたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

事業区分	補助事業者	基準額
(1) 地域医療連携強化促進事業 ア 救急患者転院等コーディネーター	ア 救命救急センターを有する医療機関	ア 1医療機関当たり 月額 50,000円 (注) 額の算定に当たっては、各月1日現在の配置状況により算定するものとする。

イ 転院患者受入	イ 病院又は病床を有する診療所	イ 受入患者（当該年度内に受け入れた患者をいう。以下同じ。）1人当たり 3,000円								
(2) 救急医確保等支援事業	救急告示医療機関（救命救急センターを有する医療機関及び診療所を除く。）	体制整備した1医療機関当たり 月額 3,340,000円 （ただし、年額4,000万円を上限とする。） （注） 額の算定に当たっては、各月1日現在の配置状況により算定する。								
(3) 病院群輪番制病院運営事業	病院群輪番制病院運営事業を実施する者	輪番制に参加している1医療機関当たり 月額 50,000円								
(4) 救急患者受入促進事業	救急告示医療機関（救命救急センターを有する医療機関を除く。）	<p>ア 基本額 月額13,000円に次により算定された額を合算した額とする。</p> <p>(ア) 休日及び夜間の受入患者総数 200人以下の場合、受入患者1人当たり10,000円</p> <p>(イ) 休日及び夜間の受入患者総数 200人を超え500人以下の場合、200万円に、受入患者が200人を超える部分につき、1人当たり7,000円を加算した額</p> <p>(ウ) 休日及び夜間の受入患者総数 500人を超える場合は、410万円に、受入患者が500人を超える部分につき、1人当たり5,000円を加算した額</p> <p>イ 特別加算 基本額に、受入患者数に応じて次により算定された額を加算する。</p> <p>(ア) 夜間・休日の受入患者数</p> <table border="1" data-bbox="983 1637 1501 1962"> <tr> <td>500人以上 1,000人未満</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>1,000人以上 1,500人未満</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td>1,500人以上 2,000人未満</td> <td>750万円</td> </tr> <tr> <td>2,000人以上</td> <td>1,000万円</td> </tr> </table> <p>(イ) 総受入患者数</p>	500人以上 1,000人未満	250万円	1,000人以上 1,500人未満	500万円	1,500人以上 2,000人未満	750万円	2,000人以上	1,000万円
500人以上 1,000人未満	250万円									
1,000人以上 1,500人未満	500万円									
1,500人以上 2,000人未満	750万円									
2,000人以上	1,000万円									

		<table border="1"> <tbody> <tr> <td>500人以上 1,000人未満</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>1,000人以上 1,500人未満</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td>1,500人以上 2,000人未満</td> <td>750万円</td> </tr> <tr> <td>2,000人以上</td> <td>1,000万円</td> </tr> </tbody> </table>	500人以上 1,000人未満	250万円	1,000人以上 1,500人未満	500万円	1,500人以上 2,000人未満	750万円	2,000人以上	1,000万円
500人以上 1,000人未満	250万円									
1,000人以上 1,500人未満	500万円									
1,500人以上 2,000人未満	750万円									
2,000人以上	1,000万円									
(5) 救急医療情報システム等運用支援事業	救急告示医療機関	1 医療機関当たり 病院 月額 60,000円 診療所 月額 30,000円								
(6) ドクターカー運行支援事業	救命救急センターを有する医療機関	ドクターカーの運転手の給与費等（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費その他市長が認めた経費）の10分の10 (注) 1 医療機関当たり3人まで								
(7) 小児救急医療体制整備事業	群馬県保健医療計画において地域小児科センターとして位置付けられ、かつ、新生児特定集中治療室又はこれに準ずる施設を有する医療機関	<p>ア 基本診療 小児入院医療について、群馬県保健医療計画で定める地域小児科センターとしての役割を果たし、かつ、土曜日の午前9時から午後6時までの診療であって当該診療を年50日以上実施した場合 年額 2,000万円</p> <p>イ 休日及び夜間診療加算 アのほかに、次により算定された日数に、診療体制整備に係る人件費等の経費を考慮して市長が別に定める額を乗じた金額を基本診療額に加算</p> <p>(ア) 夜間診療 午後6時から翌日の午前9時までに おいて、群馬県が実施する小児の救急患者に対する診療事業で市外の医療機関に割り当てられた診療日（以下「市外医療機関当番日」という。）に診療を実施した日</p> <p>(イ) 休日診療 休日（午前9時から午後6時までに限る。）において、市外医療機関当番日に診療を実施した日</p>								

		(ウ) その他 市長が別に定める日																				
(8) 脳卒中患者受入体制強化事業	救急告示医療機関（救命救急センターを有する医療機関を除く。）	<p>ア SCU運営支援 SCU病床3床ごと 年額 750万円</p> <p>(注) 額の算定にあたっては、4月1日時点でのSCU病床数を基準とし、当該年度途中でSCU病床が減床した場合は、減床した月を含め月割りで算定した額を減額する。</p> <p>イ 脳卒中患者受入強化 脳疾患の救急搬送患者の受入患者数に応じて次により算定された額とする。</p> <table border="1" data-bbox="954 824 1497 1697"> <tr> <td>50人以上 100人未満</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>100人以上 150人未満</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>150人以上 200人未満</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>200人以上 250人未満</td> <td>400万円</td> </tr> <tr> <td>250人以上 300人未満</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td>300人以上 350人未満</td> <td>600万円</td> </tr> <tr> <td>350人以上 400人未満</td> <td>700万円</td> </tr> <tr> <td>400人以上 450人未満</td> <td>800万円</td> </tr> <tr> <td>450人以上 500人未満</td> <td>900万円</td> </tr> <tr> <td>500人以上</td> <td>1,000万円</td> </tr> </table>	50人以上 100人未満	100万円	100人以上 150人未満	200万円	150人以上 200人未満	300万円	200人以上 250人未満	400万円	250人以上 300人未満	500万円	300人以上 350人未満	600万円	350人以上 400人未満	700万円	400人以上 450人未満	800万円	450人以上 500人未満	900万円	500人以上	1,000万円
50人以上 100人未満	100万円																					
100人以上 150人未満	200万円																					
150人以上 200人未満	300万円																					
200人以上 250人未満	400万円																					
250人以上 300人未満	500万円																					
300人以上 350人未満	600万円																					
350人以上 400人未満	700万円																					
400人以上 450人未満	800万円																					
450人以上 500人未満	900万円																					
500人以上	1,000万円																					

<p>(9) 心疾患患者受入強化事業</p>	<p>救急告示医療機関（救命救急センターを有する医療機関を除く。）</p>	<p>心疾患の救急搬送患者の受入患者数に応じて次により算定された額とする。</p> <table border="1" data-bbox="837 280 1385 1153"> <tr> <td>25人以上 50人未満</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>50人以上 75人未満</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>75人以上 100人未満</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>100人以上 125人未満</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>125人以上 150人未満</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>150人以上 175人未満</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>175人以上 200人未満</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td>200人以上 225人未満</td> <td>400万円</td> </tr> <tr> <td>225人以上 250人未満</td> <td>450万円</td> </tr> <tr> <td>250人以上</td> <td>500万円</td> </tr> </table>	25人以上 50人未満	50万円	50人以上 75人未満	100万円	75人以上 100人未満	150万円	100人以上 125人未満	200万円	125人以上 150人未満	250万円	150人以上 175人未満	300万円	175人以上 200人未満	350万円	200人以上 225人未満	400万円	225人以上 250人未満	450万円	250人以上	500万円
25人以上 50人未満	50万円																					
50人以上 75人未満	100万円																					
75人以上 100人未満	150万円																					
100人以上 125人未満	200万円																					
125人以上 150人未満	250万円																					
150人以上 175人未満	300万円																					
175人以上 200人未満	350万円																					
200人以上 225人未満	400万円																					
225人以上 250人未満	450万円																					
250人以上	500万円																					
<p>(10) 救急患者受入体制整備事業</p>	<p>救急告示医療機関（救命救急センターを有する医療機関を除く。）</p>	<p>ア 体制整備加算 体制整備した1医療機関当たり 月額 1,670,000円 (ただし、年額2,000万円を上限とし、 (2) 救急医確保等支援事業の基準を満たした場合に加算する。) (注) 額の算定に当たっては、各月1日現在の配置状況により算定する。</p> <p>イ 救急患者受入体制整備 体制整備した1医療機関当たり 月額 420,000円 (ただし、年額500万円を上限とし、 (2) 救急医確保等支援事業との併用は不可とする。) (注) 額の算定に当たっては、各月1日現在の配置状況により算定する。</p>																				

救急医療体制整備補助金交付申請書

(あて先) 高崎市長

住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者職氏名)

下記のとおり補助金の交付を受けるため、高崎市救急医療体制整備補助金交付要綱第 5 条の規定により申請します。

記

1 補助金申請額	円
(1) 地域医療連携強化促進事業	円
(2) 救急医確保等支援事業	円
(3) 病院群輪番制病院運営事業	円
(4) 救急患者受入促進事業	円
(5) 救急医療情報システム等運用支援事業	円
(6) ドクターカー運行支援事業	円
(7) 小児救急医療体制整備事業	円
(8) 脳卒中患者受入体制強化事業	円
(9) 心疾患患者受入強化事業	円
(10) 救急患者受入体制整備事業	円
2 事業計画書及び所要額調書	
(1) 地域医療連携強化促進事業	(別紙 1-1、1-2)
(2) 救急医確保等支援事業	(別紙 2-1、2-2)
(3) 病院群輪番制病院運営事業	(別紙 3-1、3-2)
(4) 救急患者受入促進事業	(別紙 4-1、4-2)
(5) 救急医療情報システム等運用支援事業	(別紙 5-1、5-2)
(6) ドクターカー運行支援事業	(別紙 6)
(7) 小児救急医療体制整備事業	(別紙 7)
(8) 脳卒中患者受入体制強化事業	(別紙 8-1、8-2)
(9) 心疾患患者受入強化事業	(別紙 9)
(10) 救急患者受入体制整備事業	(別紙 10-1、10-2)
3 補助金を必要とする理由	(別紙 11)

※申請内容に応じて、不要な文字は抹消してください。

高崎市救急医療体制整備補助金（地域医療連携強化促進事業）
事業計画書

（医療機関名）

1 救急患者転院等コーディネーターの配置計画

配置計画人数	人					
	氏名	保有資格	配置期間	氏名	保有資格	配置期間
配置予定者						
コーディネーターの 活動計画等						

※対象医療機関以外は上表に斜線を引いてください。

2 転院患者の受入計画

年間受入 予定患者数	人（前年度実績	人）※集計が困難な場合は前々年度実績
転院患者受 入計画の概 要及び受入 方針等		

※対象医療機関以外は上表に斜線を引いてください。

※受入予定患者数は、救命救急センターから引続き入院治療を要する転院患者の受入予定数を記入してください。

高崎市救急医療体制整備補助金（地域医療連携強化促進事業）

所要額調書

（医療機関名）

1 救急患者転院等コーディネーターの配置

配置月数 (A)	単価（月額） (B)	所要額 (A) × (B)

※対象医療機関以外は上表に斜線を引いてください。

2 転院患者の受入

受入予定人数 (C)	単価（1人あたり） (D)	所要額 (C) × (D)

※対象医療機関以外は上表に斜線を引いてください。

※受入予定人数は、救命救急センターから引続き入院治療を要する転院患者の受入予定数を記入してください。

高崎市救急医療体制整備補助金（救急医確保等支援事業）

事業計画書（1 / 3）

（医療機関名）

1 救急医確保計画

医師 1	医師を採用した（する）年月日				契約期間等
	医師名	性別	年齢	専門科目（専門分野）	認定等（専門医・指導医等）
医師 2	医師を採用した（する）年月日				契約期間等
	医師名	性別	年齢	専門科目（専門分野）	認定等（専門医・指導医等）
医師 3	医師を採用した（する）年月日				契約期間等
	医師名	性別	年齢	専門科目（専門分野）	認定等（専門医・指導医等）
医師 4	医師を採用した（する）年月日				契約期間等
	医師名	性別	年齢	専門科目（専門分野）	認定等（専門医・指導医等）

※書ききれない場合は、続紙・別紙等により作成してください。

2 救急医療実施計画

2 - 1 救急患者の対応計画

常時対応可能 診療科目	科	科	科	科
具体的な 対応可能疾患等				
対応傷病程度	軽症	中等症	重症	
対応来院方法	救急搬送	転院搬送	ウォークイン	
画像検査体制	CT	MRI	血管連続撮影	一般撮影他
処置	緊急手術	専門的処置	応急処置	
常時対応可能期間 (見込)				

※「常時対応可能」とは、年間を通して（拡充日が年度途中の場合にあつては当該日から年度末まで）24時間365日体制で、当該疾患の専門医を配置し、救急対応が可能であることをいいます。

2 - 2 救急専用病床等の計画

病床数	病院全体	うち、上記2-1で常時対応可能診療科目の傷病者を優先的に収容する病床	左記傷病者の優先病床のうちの救急医療専用病床
	床	床	床

高崎市救急医療体制整備補助金（救急医確保等支援事業）

事業計画書（2 / 3）

（医療機関名）

2 - 3 - 1 救急業務従事者配置計画（整備前）

職種	救急従事者数（1日あたり）											
	平日						日曜・祝日・年末年始					
	昼間			夜間			昼間			夜間		
	院内待機		オン コール	院内待機		オン コール	院内待機		オン コール	院内待機		オン コール
救急 専従	病棟 兼務	救急 専従		病棟 兼務	救急 専従		病棟 兼務	救急 専従		病棟 兼務		
医師		/	/									
看護師		/	/									
診療放射線技師		/	/									
臨床検査技師		/	/									
薬剤師		/	/									
事務員		/	/									
計		/	/									
1職員1月あたりの当直及び日直回数の平均	職種		当直		日直		職種		当直		日直	
	医師		回		回		臨床検査技師		回		回	
	看護師		回		回		薬剤師		回		回	
	診療放射線技師		回		回		事務員		回		回	

2 - 3 - 2 救急業務従事者配置計画（整備後）

職種	救急従事者数（1日あたり）											
	平日						日曜・祝日・年末年始					
	昼間			夜間			昼間			夜間		
	院内待機		オン コール	院内待機		オン コール	院内待機		オン コール	院内待機		オン コール
救急 専従	病棟 兼務	救急 専従		病棟 兼務	救急 専従		病棟 兼務	救急 専従		病棟 兼務		
医師		/	/									
看護師		/	/									
診療放射線技師		/	/									
臨床検査技師		/	/									
薬剤師		/	/									
事務員		/	/									
計		/	/									
1職員1月あたりの当直及び日直回数の平均	職種		当直		日直		職種		当直		日直	
	医師		回		回		臨床検査技師		回		回	
	看護師		回		回		薬剤師		回		回	
	診療放射線技師		回		回		事務員		回		回	

高崎市救急医療体制整備補助金（救急医確保等支援事業）

事業計画書（3 / 3）

（医療機関名）

2 - 4 救急搬送患者受入計画

	救急搬送患者の 受入総数	うち、高崎市等広域消防局 及び多野藤岡広域消防本部 からの救急搬送患者数	算定期間	備考
体制整備前の直近1年間の 救急搬送患者受入実績数	人	人		
体制整備後1年間の 救急搬送患者受入予定数	人	人		

	救急搬送患者の受入予定人数 (A)	拒否率上限	【参考】拒否数上限/要請件数
救急搬送患者 受入予定数	人 (前年度実績 人)	25%	/ 件

※ (A) 欄は、高崎市等広域消防局及び多野藤岡広域消防本部からの救急搬送患者数の「体制整備後1年間の救急搬送患者受入予定数」を転記してください。

※ 「拒否数上限」は、「救急搬送患者の受入予定人数」×1.25で算出した「要請件数」の25%で算出してください。（小数点以下切り捨て）

3 救急医療体制等の整備に関する詳細計画・内容等

（救急医療体制の整備に関する詳細計画等を記入してください。）

※書ききれない場合は、適宜続紙等により作成してください。

※本欄に記入せず、独自に作成した救急医療体制等の詳細を記した資料を提出いただいても結構です。その場合は、本欄に「別添資料のとおり」と記入してください。

※本事業の計画にあたっては、平成14年3月19日付け基発第0319007号厚生労働省労働基準局長通知「医療機関における休日及び夜間勤務の適正化について」を遵守してください。

高崎市救急医療体制整備補助金（救急医確保等支援事業）

所要額調書

（医療機関名）

受入予定人数	整備月数	単価（月額）	補助所要額
人			円

※受入予定人数は、別紙2-1事業計画書 2-4救急搬送患者受入計画の「救急搬送患者の受入予定人数（A）」を転記してください。

※補助金の上限額は、年額 40,000,000 円です。

高崎市救急医療体制整備補助金（病院群輪番制病院運営事業）
事業計画書

（申請者）

1 事業計画

実施日			
実施時間	平日夜間		
	休日昼間		
	休日夜間		
実施場所			
参加医療機関数	施設		
実施概要等			

※「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（平成 23 年法律第 186 号）に規定する休日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）のことをいいます。
 ※「夜間」とは、午後 6 時から翌朝 8 時までのことをいい、「昼間」とは、午前 8 時から午後 6 時までのことをいいます。

2 参加医療機関一覧

	医療機関名	所在地	病床数	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				

※病院群輪番制に参加する医療機関は、群馬県保健医療計画に基づく二次医療圏内に所在する病院に限ります。
 ※本計画書のほか、当番病院のスケジュールが把握できる「当番病院割当表」等を実施月の前月までに提出してください。

高崎市救急医療体制整備補助金（病院群輪番制病院運営事業）
 所要額調書

（申請者）

1 病院群輪番制病院実施計画

	参加医療機関数	補助対象医療機関数 (A)	1 医療機関あたりの 補助単価（月額） (B)	所要額 (A) × (B)
4 月				
5 月				
6 月				
7 月				
8 月				
9 月				
10 月				
11 月				
12 月				
1 月				
2 月				
3 月				
所要額計				

2 特記事項等

高崎市救急医療体制整備補助金（救急患者受入促進事業）

事業計画書

（医療機関名）

1 休日・夜間における医療従事者等の配置計画

職種	休日・夜間における従事者数（1日あたり）					
	休日昼間			夜間		
	院内待機		オンコール	院内待機		オンコール
	救急専従	病棟兼務		救急専従	病棟兼務	
医師						
看護師						
診療放射線技師						
臨床検査技師						
薬剤師						
事務員						
計						
人員配置に関する特記事項等						

※日によって、従事者数に変動がある場合は、もともと標準的な配置状況を記入してください。

※「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（平成23年法律第186号）に規定する休日、年末年始（12月29日から1月3日）のことをいいます。

※「夜間」には、休日の夜間も含まれます。

2 休日・夜間における救急患者の対応計画（対応可否）

主な対応科目	科		科		科		科	
傷病程度	軽症		中等症		重症			
来院方法	救急搬送		転院搬送		ウォークイン			
画像検査体制	CT		MRI		一般撮影		その他画像検査	
処置	緊急手術							
その他特筆すべき事項等								

◎ 可 ○ オンコール可 △ 対応可能日あり × 不可

3 救急搬送患者受入計画

休日・夜間年間受入見込患者数	人（前年度実績	人）※集計が困難な場合は前々年度実績
年間受入見込総患者数	人（前年度実績	人）※集計が困難な場合は前々年度実績

※患者数は、高崎市等広域消防局及び多野藤岡広域消防本部からの救急搬送患者の受入見込数を記入してください。

高崎市救急医療体制整備補助金（救急患者受入促進事業）
所要額調書

(医療機関名) _____

1 基本額

(1) 基本額

体制整備予定月数 (A)	単価（月額） (B)	基本額 (A) × (B) = (C)

(2) 休日及び夜間の救急搬送患者の受入

受入予定人数 (D)	単価（1人あたり） (E)	積算対象人数 (F)	患者受入に伴う予定額 (E) × (F) = (G)
人	200人以下 (10,000円/人)		
	201人～500人 (7,000円/人)		
	501人以上 (5,000円/人)		
	計		

※ (D) 欄は、別紙4-1事業計画書3の「休日・夜間年間受入見込患者数」を転記してください。

2 特別加算

受入予定人数	特別加算額 (H)
休日・夜間	
総数	
計	

※「休日・夜間」欄は、別紙4-1事業計画書3の「休日・夜間年間受入見込患者数」を、「総数」欄は、別紙4-1事業計画書3の「年間受入見込総患者数」を転記してください。

3 補助所要額

基本額 (C) + (G)	特別加算 (H)	補助所要額 (C) + (G) + (H)

高崎市救急医療体制整備補助金（救急医療情報システム等運用支援事業）
事業計画書

（医療機関名）

1 統合型医療情報システム運用計画

	応需情報入力計画			1日の更新回数	特記事項等
	朝	夕	その他		
平日					
休日					

※当直予定の登録は、毎日午後6時までに入力してください。その際、なるべく当直医師の氏名も併せて入力してください。

- 群馬県統合型医療情報システムの応需情報の更新のほかに、当直医師の氏名も登録することで、「休日・夜間救急搬送患者応需情報月間予定表（報告様式第4号）」の提出を省略することができます。

→

※応需情報の更新（入力）は、毎日朝・夕の2回の更新を最低条件とします。

※応需情報の更新（入力）時間については、原則として、朝は午前9時まで、夕刻は午後6時までに入力（更新）するものとします。

※「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（平成23年法律第186号）に規定する休日、年末年始（12月29日から1月3日）のことをいいます。

※群馬県統合型医療情報システムの運用のほか、翌月の夜間及び休日における救急搬送患者の受入体制について、「休日・夜間救急搬送患者応需情報月間予定表（報告様式第4号）」により、実施月の前月の25日までに報告してください。

高崎市救急医療体制整備補助金（救急医療情報システム等運用支援事業）
所要額調書

（医療機関名）

実施予定月数 (A)	病院・診療所区分	単価（月額） (B)	所要額 (A) × (B)

※「実施予定月数」は、群馬県統合型医療情報システムの1日2回以上の更新及び「休日・夜間救急搬送患者応需情報月間予定表（報告様式第4号）」の報告を実施する予定月数の合計を記入してください。

別紙 6

高崎市救急医療体制整備補助金（ドクターカー運行支援事業）
事業計画書及び所要額調書

（医療機関名）

1 運転手確保計画

運転手 1	運転手を採用する（した）年月日			契約期間等	
	運転手名	性別	年齢	免許証取得年月日	免許証の種類
運転手 2	運転手を採用する（した）年月日			契約期間等	
	運転手名	性別	年齢	免許証取得年月日	免許証の種類
運転手 3	運転手を採用する（した）年月日			契約期間等	
	運転手名	性別	年齢	免許証取得年月日	免許証の種類

2 所要額調書

	給与費	時間外手当等	法定福利費	計
運転手 1				
運転手 2				
運転手 3				
計				

高崎市救急医療体制整備補助金（小児救急医療体制整備事業）
事業計画書及び所要額調書

（医療機関名）

1 土曜診療計画書

該当日数	予定日数	特記事項等
日	日	

2 休日及び夜間加算計画書

別添のとおり

※群馬県が実施する小児の救急患者に対する診療事業の当番表等を添付してください。

3 所要額調書

	実施予定日数	所要額
土曜診療		
休日及び夜間加算		
休日		
夜間		
その他		
計		

高崎市救急医療体制整備補助金（脳卒中患者受入体制強化事業）
事業計画書（2 / 2）

（医療機関名）

（4）脳疾患の救急搬送患者受入数等

	救急搬送患者の受入見込人数	拒否率上限	【参考】拒否数上限/要請件数
脳疾患の救急搬送患者受入見込数等	人 (前年度実績 人)	20%	/ 件

※「拒否数上限」は、「救急搬送患者の受入人数」×1.25 で算出した「要請件数」の20%で算出してください。（小数点以下切り捨て）

（5）地域医療連携診療計画

（5）- 1 脳卒中関係診療報酬件数

脳卒中に係る地域連携診療計画管理料請求見込件数	件 (前年度実績)	件
-------------------------	-----------	---

（5）- 2 脳卒中関係地域連携内容

（急性期～回復期～在宅に関する地域連携体制等を記入してください。）

2 脳卒中患者受入強化

（1）脳疾患患者受入患者数

年間受入見込総患者数	人 (前年度実績 人) ※集計が困難な場合は前々年度実績
------------	------------------------------

※患者数は、高崎市等広域消防局及び多野藤岡広域消防本部からの脳疾患の救急搬送患者の受入見込数を記入してください。

（2）脳疾患患者受入体制

24時間365日可能	平日昼間のみ可能	診療科目	昼間	
			夜間	
対応可能疾患等	脳梗塞	脳出血	くも膜下出血	頭部外傷

※診療科目は、脳疾患の救急搬送患者を受け入れる場合の主な診療科目を記入してください。

高崎市救急医療体制整備補助金（脳卒中患者受入体制強化事業）
 所要額調書

（医療機関名） _____

1 S C U 運営支援

S C U 運営支援単価 (A)	S C U 病床数 / 3 (B)	予定額 (A) × (B) = (C)
7,500,000 円	床 / 3	円

2 脳卒中患者受入強化

受入予定人数 (D)	予定額 (E)
人	円

※ (D) 欄は、別紙 8 - 1 事業計画書 2 (1) の「年間受入見込総患者数」を転記してください。

3 補助所要額

1 予定額 (C)	2 予定額 (E)	補助所要額 (C) + (E)
円	円	円

高崎市救急医療体制整備補助金（心疾患患者受入強化事業）
事業計画書及び所要額調書

（医療機関名）

1 心疾患患者受入強化

（1）心疾患患者受入患者数

年間受入見込総患者数	人（前年度実績 人）※集計が困難な場合は前々年度実績
------------	----------------------------

※患者数は、高崎市等広域消防局及び多野藤岡広域消防本部からの心疾患の救急搬送患者の受入見込数を記入してください。

（2）心疾患患者受入体制

24時間365日可能		平日昼間のみ可能		診療科目	昼間
					夜間
対応可能疾患等	心筋梗塞		狭心症	心不全	大動脈瘤 大動脈解離

※診療科目は、心疾患の救急搬送患者を受け入れる場合の主な診療科目を記入してください。

2 所要額調書

受入予定人数 (A)	補助所要額
人	円

※ (A) 欄は、1 (1) の「年間受入見込総患者数」を転記してください。

高崎市救急医療体制整備補助金（救急患者受入体制整備事業）

事業計画書（1 / 3）

（医療機関名）

1 救急医療実施計画

1 - 1 救急患者の対応計画

対応可能診療科目	科	科	科	科
具体的な 対応可能疾患等				
対応傷病程度	軽症	中等症	重症	
対応来院方法	救急搬送	転院搬送	ウォークイン	
画像検査体制	CT	MRI	血管連続撮影	一般撮影他
処置	緊急手術	専門的処置	応急処置	
対応可能期間 (見込)				

※（2）救急医確保等支援事業の申請をしている医療機関は、上表に斜線を引いてください。

1 - 2 救急専用病床等の計画

病床数	病院全体	うち、上記1 - 1で対応可能診療科目の傷病者を優先的に収容する病床	左記傷病者の優先病床のうちの救急医療専用病床
	床	床	床

※（2）救急医確保等支援事業の申請をしている医療機関は、上表に斜線を引いてください。

高崎市救急医療体制整備補助金（救急患者受入体制整備事業）

事業計画書（2 / 3）

（医療機関名）

1 - 3 - 1 救急業務従事者配置計画（整備前）

職種	救急従事者数（1日あたり）															
	平日						日曜・祝日・年末年始									
	昼間			夜間			昼間			夜間						
	院内待機		オン コール	院内待機		オン コール	院内待機		オン コール	院内待機		オン コール				
救急 専従	病棟 兼務	救急 専従		病棟 兼務	救急 専従		病棟 兼務	救急 専従		病棟 兼務						
医師																
看護師																
診療放射線技師																
臨床検査技師																
薬剤師																
事務員																
計																
1職員1月あ たりの当直 及び日直回 数の平均	職種		当直			日直			職種		当直			日直		
	医師		回			回			臨床検査技師		回			回		
	看護師		回			回			薬剤師		回			回		
	診療放射線技師		回			回			事務員		回			回		

※（2）救急医確保等支援事業の申請をしている医療機関は、上表に斜線を引いてください。

1 - 3 - 2 救急業務従事者配置計画（整備後）

職種	救急従事者数（1日あたり）															
	平日						日曜・祝日・年末年始									
	昼間			夜間			昼間			夜間						
	院内待機		オン コール	院内待機		オン コール	院内待機		オン コール	院内待機		オン コール				
救急 専従	病棟 兼務	救急 専従		病棟 兼務	救急 専従		病棟 兼務	救急 専従		病棟 兼務						
医師																
看護師																
診療放射線技師																
臨床検査技師																
薬剤師																
事務員																
計																
1職員1月あ たりの当直 及び日直回 数の平均	職種		当直			日直			職種		当直			日直		
	医師		回			回			臨床検査技師		回			回		
	看護師		回			回			薬剤師		回			回		
	診療放射線技師		回			回			事務員		回			回		

※（2）救急医確保等支援事業の申請をしている医療機関は、上表に斜線を引いてください。

高崎市救急医療体制整備補助金（救急患者受入体制整備事業）

事業計画書（3 / 3）

（医療機関名）

1 - 4 救急搬送患者受入計画

	救急搬送患者の 受入総数	うち、高崎市等広域消防局 及び多野藤岡広域消防本部 からの救急搬送患者数	算定期間	備考
体制整備前の直近1年間の 救急搬送患者受入実績数	人	人		
体制整備後1年間の 救急搬送患者受入予定数	人	人		

2 救急医療体制等の整備に関する詳細計画・内容等

（救急医療体制の整備に関する詳細計画等を記入してください。）

※書ききれない場合は、適宜続紙等により作成してください。

※本欄に記入せず、独自に作成した救急医療体制等の詳細を記した資料を提出いただいても結構です。その場合は、本欄に「別添資料のとおり」と記入してください。

※本事業の計画にあたっては、平成14年3月19日付け基発第0319007号厚生労働省労働基準局長通知「医療機関における休日及び夜間勤務の適正化について」を遵守してください。

高崎市救急医療体制整備補助金（救急患者受入体制整備事業）

所要額調書

（医療機関名）

1 体制整備加算

受入予定人数	整備月数	単価（月額）	補助所要額
人			円

※対象医療機関以外は上表に斜線を引いてください。

※補助金の上限額は、年額 20,000,000 円です。

2 救急患者受入体制整備

受入予定人数	整備月数	単価（月額）	補助所要額
人			円

※対象医療機関以外は上表に斜線を引いてください。

※補助金の上限額は、年額 5,000,000 円です。

※（2）救急医確保等支援事業との併用はできません。

高崎市救急医療体制整備補助金を必要とする理由書

(医療機関名)

補助金を必要とする理由

様式第 2 号

(指令番号)

住 所

氏 名

救急医療体制整備補助金交付決定通知書

年 月 日付けの補助金交付申請に対して、次のとおり補助金の交付の決定をいたしましたので通知します。

年 月 日

高崎市長

印

1 交付額	円
(1) 地域医療連携強化促進事業	円
(2) 救急医確保等支援事業	円
(3) 病院群輪番制病院運営事業	円
(4) 救急患者受入促進事業	円
(5) 救急医療情報システム等運用支援事業	円
(6) ドクターカー運行支援事業	円
(7) 小児救急医療体制整備事業	円
(8) 脳卒中患者受入体制強化事業	円
(9) 心疾患患者受入強化事業	円
(10) 救急患者受入体制整備事業	円

2 条件

- (1) 補助事業等の完了後 1 か月以内に事業報告書及び決算書又は収支精算書を提出してください。
- (2) 補助事業者等が法人その他の団体である場合は、補助事業等の会計監査後速やかに、会計監査報告書又は会計監査をした旨の書類を提出してください。
- (3) 補助の目的に反するときは、補助金等の一部又は全部の返還を命ずることがあります。
- (4) 市長又はその委任を受けた者若しくは監査委員の監査に応じてください。
- (5) 事業が長期にわたるものは、中途において事業経過報告書を提出してください。
- (6) 高崎市補助金等交付規則第 9 条の規定により報告を求めた場合は、市長が指示する書類を提出してください。

救急医療体制整備補助金交付決定変更申請書

(あて先) 高崎市長

住所

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者職氏名)

年 月 日付けの補助金交付決定に対して、次のとおり変更したいので、高崎市救急医療体制整備補助金交付要綱第 6 条の規定により申請します。

	交付決定額	変更後申請額
1 補助金の額	円	円
(1) 地域医療連携強化促進事業	円	円
(2) 救急医確保等支援事業	円	円
(3) 病院群輪番制病院運営事業	円	円
(4) 救急患者受入促進事業	円	円
(5) 救急医療情報システム等運用支援事業	円	円
(6) ドクターカー運行支援事業	円	円
(7) 小児救急医療体制整備事業	円	円
(8) 脳卒中患者受入体制強化事業	円	円
(9) 心疾患患者受入強化事業	円	円
(10) 救急患者受入体制整備事業	円	円
2 変更又は中止の理由		

(添付書類)

変更する場合にあっては、変更後の内容を明らかにした書類

様式第4号

(指令番号)

住 所

氏 名

救急医療体制整備補助金交付決定変更通知書

年 月 日付けの補助金交付決定変更申請に対して、次のとおり補助金の交付決定の（変更・中止）の決定をしましたので通知します。

年 月 日

高崎市長

印

1 交付額	円
(1) 地域医療連携強化促進事業	円
(2) 救急医確保等支援事業	円
(3) 病院群輪番制病院運営事業	円
(4) 救急患者受入促進事業	円
(5) 救急医療情報システム等運用支援事業	円
(6) ドクターカー運行支援事業	円
(7) 小児救急医療体制整備事業	円
(8) 脳卒中患者受入体制強化事業	円
(9) 心疾患患者受入強化事業	円
(10) 救急患者受入体制整備事業	円

2 条件

- (1) 補助事業等の完了後1か月以内に事業報告書及び決算書又は収支精算書を提出してください。
- (2) 補助事業者等が法人その他の団体である場合は、補助事業等の会計監査後速やかに、会計監査報告書又は会計監査をした旨の書類を提出してください。
- (3) 補助の目的に反するときは、補助金等の一部又は全部の返還を命ずることがあります。
- (4) 市長又はその委任を受けた者若しくは監査委員の監査に応じてください。
- (5) 事業が長期にわたるものは、中途において事業経過報告書を提出してください。
- (6) 高崎市補助金等交付規則第9条の規定により報告を求めた場合は、市長が指示する書類を提出してください。